

東北環境パートナーシップオフィス運営業務の請負団体審査要領

環境省東北地方環境事務所

1 目的

環境省では、地域における環境行政と企業、NPO等とのパートナーシップ促進の拠点である地方環境パートナーシップオフィス（以下、「地方EPO」という。）の整備を進めることとしている。

当事務所では、東北地区における地方EPOとなる東北環境パートナーシップオフィス（以下、「東北EPO」という。）設置の準備作業として、平成16年から東北各県で意見交換会を開催し、さらに東北EPOの役割、実施事業、運営のあり方等について、平成17年7月から12月にかけて東北EPO設置運営検討会などを開催し、検討の結果を報告書にまとめた。

今回、同オフィスの開設に向け、上記の検討結果等を踏まえた運営を行い得る最適任の団体を決定するため、運営計画に係る内容についての企画を公募し、書類審査及びプレゼンテーションをもとにした審査により選考する。

2 請負団体公募期間

平成18年2月21日(火)から3月20日(月)まで

3 審査委員会の設置

- (1) 請負団体を選考するため、審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員は、環境省職員及び有識者で構成する。
- (3) 審査委員会は、提出された運営計画書等についての書類審査及びプレゼンテーションによる審査結果に基づき選考する。

4 審査項目

審査項目は以下のとおり。

請負団体は、当該団体の目的、展開している事業、法的資格、経済基盤等から本件請負業務を的確に遂行できる団体と認められる団体か。

請負団体は、環境分野業務についてどのような実績、経験を有しているか。

請負団体は、パートナーシップ推進に関する業務、東北各地域の活動との連携についてどのような実績、経験を有しているか。

請負団体の業務の実施体制は充実したものとなっているか。（東北EPOスタッフの配置人員・能力・経験、団体としての東北EPOスタッフへのサポート体制等）

運営計画は業務の目的及び趣旨に合致したものとなっているか。

計画内容は斬新性、具体性の観点から評価できるものとなっているか。

経費見積書の見積項目及び金額は適切に設定されているか。

また、上記の項目に限らず、特に配慮すべき事項等があった場合は、審査を行う際に考慮する。

5 審査方法

- (1) 審査は、提出された運営計画書等についての書類審査及びプレゼンテーションに基づく審査によって行う。
- (2) 審査委員は4の審査項目に基づき審査を行う。

- (3) プレゼンテーションに基づく審査は、以下のとおり行う。ただし審査委員会は、書類審査の結果、応募者の一部について、プレゼンテーション審査を行わないこととすることができる。

審査日：平成18年3月25日(土) 仙台市内

要領：1団体あたりの審査に要する時間の目安は次のとおり。

- ・ プレゼンテーション15分程度
- ・ 審査委員からの質疑応答10分程度

場所、時間等について別途プレゼンテーション案内団体に連絡